

## 人吉商工会議所表彰規則実施要領

### 1. 第3条(1)の場合

- ① 永く商工業の指導育成に尽力し、その業界の振興発展に尽くした者
- ② 業界団体の代表者として永年その業界の振興発展に尽くした者

### 2. 第3条(2)の場合

- ① 発明、考案等が市内においては勿論、全国的水準にありその業界で認められた者

### 3. 第3条(4)の場合

- ① 表彰状にかえて感謝状とする。

### 4. 第3条(5)並びに第4条の場合

- ① 法人・団体会員の役員及び個人会員の従業員で事業主と同居する家族従業員は除く
- ② パート雇用の従業員であっても1日5時間以上の勤務時間であって週5日以上勤務日数である場合は該当するものとする。  
又、季節労働者であっても毎年反復継続して雇用される従業員は含まれるものとする。

### 5. 第3条(4)(5)並びに第4条の場合

- ① 勤続年数の算定は毎年8月31日現在で行う。
- ② 勤続期間の計算は引き続いた在職期間とする。
- ③ 第3条(5)並びに第4条の会員事業所の従業員については合併、譲渡、内容または組織の変更等があった場合においても事実上同一事業体が存続し、引き続きその企業に勤務している場合は、合併等の前の勤続年数も含めて計算できるものとする。
- ④ 第3条(5)の被表彰者の数は毎年30名以内とする。
- ⑤ 第4条の満年数の算定は定める年数(5年、10年、15年、20年、25年)に達した日が、当該年の前年の9月1日より当該年の8月31日までの間に含まれる場合とする。  
尚、毎年表彰該当早見表を作成添付する。

令和元年度永年勤続従業員表彰該当早見表

勤続年数	就職年月日	
	自	至
満 5年	平成25年9月1日	平成26年8月31日
満10年	平成20年9月1日	平成21年8月31日
満15年	平成15年9月1日	平成16年8月31日
満20年	平成10年9月1日	平成11年8月31日
満25年	平成 5年9月1日	平成 6年8月31日

30年以上

平成元年8月31日以前

(注)

\* 永年勤続従業員表彰は満年数が上記早見表の通り丁度5年、10年、15年、20年、25年に達した人になります。6年とか7年、8年、9年は5年以上になりますが、中間年では対象外となりますので、お間違えのない様お願い致します。

6. 第5条の場合

この表彰に要する経費の一部を事業主が負担するものとする。

負担金は記念品代に充当し負担額は下記の通りとする。

尚、事業主が被表彰者の場合は会議所で負担するものとする。

表彰区分別負担額

表彰の区分	記念品代	事業主負担額
特別功労者表彰 永年勤続従業員表彰	10,000円相当の記念品	5,000円
25年以上	8,000円 //	4,000円
20年以上	7,000円 //	3,500円
15年以上	6,000円 //	3,000円
10年以上	5,000円 //	2,500円
5年以上	4,000円 //	2,000円

7. 第7条の場合

会員事業所の代表者には、支店・営業所・出張所等の長も含まれるものとする。

付記

1. この要領は、平成22年12月20日より一部改正して実施する。